

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

(3)

外務省 - 大蔵省 会谈

(昭和45年11月20日)



302.724
防衛 基地建設法
↓
付録2.共

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

(礼拝用)

5 事務局長
1 米北長
2 米北長
3 米保長
4 米規長
5 米北長
6 米北長
7 米北長
8 米北長
9 米北長
10 米北長
11 米北長
12 米北長
13 米北長
14 米北長
15 米北長
16 米北長
17 米北長
18 米北長
19 米北長
20 米北長
21 米北長
22 米北長
23 米北長
24 米北長
25 米北長
26 米北長
27 米北長
28 米北長
29 米北長
30 米北長
31 米北長
32 米北長
33 米北長
34 米北長
35 米北長
36 米北長
37 米北長
38 米北長
39 米北長
40 米北長
41 米北長
42 米北長
43 米北長
44 米北長
45 米北長
46 米北長
47 米北長
48 米北長
49 米北長
50 米北長
51 米北長
52 米北長
53 米北長
54 米北長
55 米北長
56 米北長
57 米北長
58 米北長
59 米北長
60 米北長
61 米北長
62 米北長
63 米北長
64 米北長
65 米北長
66 米北長
67 米北長
68 米北長
69 米北長
70 米北長
71 米北長
72 米北長
73 米北長
74 米北長
75 米北長
76 米北長
77 米北長
78 米北長
79 米北長
80 米北長
81 米北長
82 米北長
83 米北長
84 米北長
85 米北長
86 米北長
87 米北長
88 米北長
89 米北長
90 米北長
91 米北長
92 米北長
93 米北長
94 米北長
95 米北長
96 米北長
97 米北長
98 米北長
99 米北長
100 米北長

大蔵省との会談

45.11.20
米北長

本20日昼食を交え、赤坂フォーリス
ホテルにおける話し合いの状況次の

とおり。(当方 米北長、米保長、米規長、
米北長。 先方 前田審議官、岡島参事

官、戸塚法規課長、森田同事務官)

1. 国会答弁大蔵省案検討

(1) きたる臨時国会用に作成のうち、先方
別添1につき意見を交換、対米請求

権、等の分につき書き込みの如く修正
せしめた。なお、防衛施設庁の現地準備

(先方極力外務省が所管するものは本件を解決するもの、これを6000とす)

事務所に関する回答について、当方の考
え方及び米側の反応を説明しおこ

たが、主計局法規課長より、予算を
つけるという点から言えば沖縄北方

対策庁は規模が小さくてあまり多額
になりえず、その点のみから言えば

防衛施設庁につけた方がやりやすい
旨述べていた。

(2) 在沖米資産関係(別添2)につい
ては、先方より特にガリオア(向15.16)

及び基地の無償譲渡(向17.18)
について重点を置く旨説明の上、

24日中に当方の見解を知りたい旨
要望した。なお先方より、remainderman

に関する調書を手交越す予定なる
旨付言した。

2. 在沖施設区域の整理統合

(1) 当方より、16日の愛知・マイヤー会談
における本件回答内容を通報の上、

マナト住宅区域に関し米側が資産
交渉の「枠外」と述べてた点に

つきよく判らない旨コメントせよと云う
先方はたぶん民政資産以外の分

なりといわんとしていたのではないかと
述べてた。また那覇軍港の代替

施設建設について米側が歳入歳出

米側への
手交越す
予定なる
旨付言した

の関係上日本側の資金は直接建設費
に充当しない形となること加ひとの

難点であるかの如く見受けられる旨当
方より述べたのに対し、~~先方~~は右支出
(主たる施設建設)

は日本政府の予算の中に入れておけ
ば問題は起らず、これは対内的に

「軍港解放のため」ということで説明
がつき、昭和46年度、昭和47年度、

いずれにてもできうる旨述べた。上記
いずれの点についても当方より今後

大蔵省、財務省の話し合いを通じて
米側を指導してゆくよう要望せよと

ころ、先方はこれに同意した。

(2) 当方より、「目玉商品」以外の基地の

整理統合 (読谷飛行場、伊江島、各種通信基地、ビーチゴルフコース等を例示)

の削減 (当方より私見として現状の75%ぐらいが目標かと思わせる旨付言)

を早く米側に提示する必要あり、大蔵省側に考えがなければ南かせて欲しい旨述べておいた。

3. 請求権

当方より、別添3の条約局作成一覧表を提示。検討したが (1) 返還

(主たる領地持戻)

後の再提供軍用地の復元補償の負担者を日本政府とすることが政策

論としてでなければ、対内的説明がむずかしい。また、外務

省案のほか LUMP SUM 方式が考えられるが、大蔵省にとって論外である

との反発が予想される旨述べ、さらに (軍用地が返還されても、我國の防衛兼用施設の有益費につき)

カよりして無用の長物となる恐れあり。取りこなし費用もかかると、かえって迷惑

なるべき旨述べた。さらに (ロ) 漁業補償 (米側とメカニズム等につき交

渉する必要あること確認) (イ) 通損補償・入会制限 (当方より格別

法令加なから「C」とLEのこぼない旨説明) (ニ) 軍用地借賃改定 (従方

より現行方式につき説明あり、周囲の土地値上りとの開きの実態調査

が必要なる旨コメント)につき議論ののち、
先方はさらに検討方を約した。

4. 琉政赤字

先方より当方の考え方を賛同越した
ので、当方より、さらに検討の上沖繩

北方対策庁も加えて協議したと
述べ、先方は右に同意しつつ早く考

えをまとめて欲しいと要望した。

(問) 沖縄特別会計を設置することについてどう考えるか

(答) 特別会計は、特定の支出を以て特定の支出に充て一般の支出と区別して整理する必要がある場合に限りて設置されるもので、沖縄において特別会計を作ることの必要があるかは、充分実態を検討して決める。

(参考)

(1) 従来山中総務長官が参院沖縄特別委員会(45年3月6日)、衆院沖縄特別委員会(45年4月2日)で述べた沖縄特別会計設立構想の内容は次のとおり

目的 沖縄の復興開発、特に内中での復興活動を支えること

支出 島内産業保護のための税制特別措置等からの税収入、沖縄地域が納めた一般国税収入、一般会計上の収入

(3) 山中総務長官の意見は必ずしも明確でないが、若し以下の
特別会計の類型は以下のとおりである。(部外款)

1. 沖縄地域特別会計

戦前の外地特別会計に類似して、原則として沖縄地域からの
税収等すべてをその支出とし、沖縄地域に対する支出のみを
その支出とする。

2. 沖縄公共事業特別会計

沖縄の開發に資するため、沖縄地域の公共事業を一括して
行う。

3. 沖縄投融資特別会計

琉球開発金融公社、本土産業投資基金等の資金を保有
して投融資を行う。

(2) 現地にて行われていた請求事項等 (部外紙)

1. 告知発行前補償と人身被害

1945年8月16日(土) 1952年4月27日迄の間には計3. 米軍人等による人身被害
 の補償あり、告知発行前補償 (2200万円) には未だ未済の

件数	金額 (千円)
死亡者	160 250
傷害者	157 294
計	317 544

2. 軍用地復元補償

返還された軍用地にて、平和条約(1951)日本側が請求権放棄
 した理由により、その土地に因する復元補償義務を米側が
 承認していること
 地主数 2,338人 返金額 4,409千円

3. 漁業補償

告知後の米軍の漁業等による漁業収益減少の補償を
 要求して、現在土地裁判所にて17件の訴訟が提起されて審理中
 あり。

請求金額	16,398千円	両段年間損失額	1,182千円
------	----------	---------	---------

4. 土地利用増額要求

米軍用地の撤去後が利用時のために困難であったため、都市化した
 区域の軍用地利用が増加した土地に比し不当に低くおこなった

理由として、現在土地裁判所にて15件の訴訟が提起されている。
 昭和26年以内借賃 2017千円

5.3の地

講和後人身被害補償未解決分、軍用地取得に伴う通常損失補償、
軍用地の5の海軍地補償等がある。

なお半蔵現地工費引当金547億5千万円は、才木に国会において引当
金547億5千万円。民政府が管理している旧国庫有地の一部を企業
個人等に貸付して得た収入を高等弁務官が管理している問題
がある。

0 0 0 0 0 0 0 0

(内) 沖縄における人身被害補償は5千ドル等において復得前に本土政府が見舞金を支出することは考えられぬ。

(答)
この問題に於いて復得前には本土政府が見舞金を支出することは考えられない。

(参考)

1 日本政府の措置

イ 日本政府見舞金

昭和31年度補正算において諸和発効前における米軍接収に付した土地等の損失に付する見舞金として沖縄関係特別措置費の5510億円を^及の人身被害に充てた。但しこの見舞金は米圓補償が行われた分の立替金として支払われた。

ロ 米の諸和発効前補償

1965年の諸和発効前補償支払権限法(2200万ドル授權)により諸和発効前の土地使用料の一部、土地復元補償、人身被害等について1969年までに1773万ドルを支払って終了した。



問) 防衛庁では復興前に、現地に防衛施設事務所を設けることを要求しているが、これはいつ大蔵大臣への処理を考へておるか。

答) 復興に備えて、復興地の提任事務、駐留軍房舎の簡便雇利への切り替えと、防衛施設庁の処理すべき事務が多少いことは承知

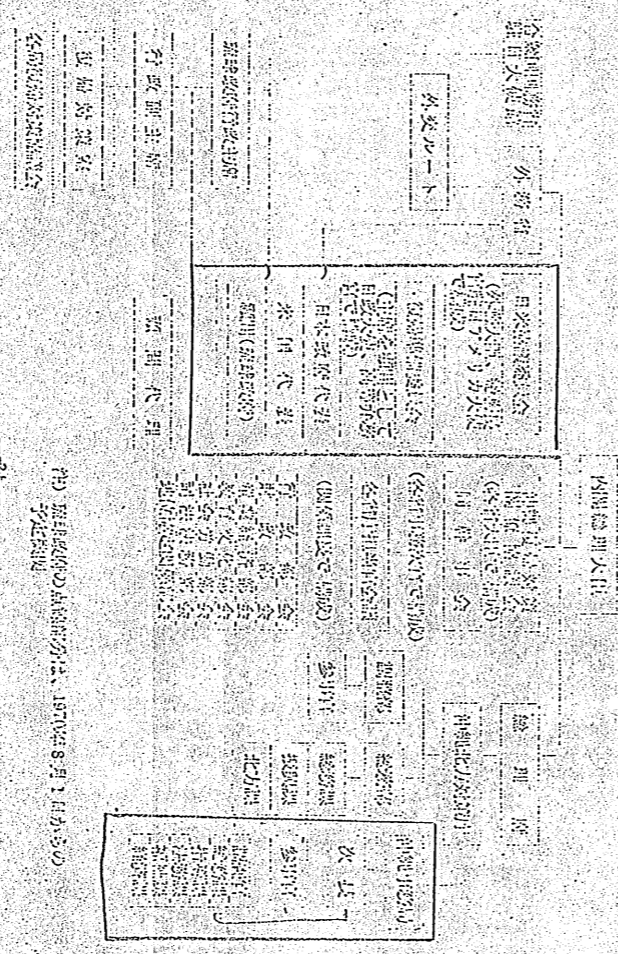
しているが、現在現地には日米協賛委員会の下部機構としての復興準備)府委員会(代表)ラニト前準備委員(高橋大佐、船岡屋良主席)及び

津軽地方対策庁の継続事務局が設置され(その)にらと併列個の新しい機構を復興前に設けることについては、~~是~~慎重に検討

しているというところを考へている。

(参考)

15 津軽復興対策協議機構図



注) 復興施設庁の設置は、1974年8月1日からの予定あり

秘 秘
無 難 期 限
無 難 期 限
の 内
の 号

沖縄の請求権問題の実態及び処理方針(案)
(案内作成) (45.11.20 1407号 平委命)

A: 対米交渉において不利なものである。
B: 対米交渉において一応取り上げるもの。
C: 対米交渉において取り上げないもの。
M: 復帰後の米側による処理に任せ、メカニズムのみを決めておくもの。
S: 両方が内部で更に検討する必要があるもの。

請求項目	講和前人身損害に関する補償	軍用地の形質変更に関する復元補償			漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国県有地貸付収入の償還請求
		復帰時に解放済みの軍用地で形質変更が50.7.1.以前のもの	復帰時に解放済みの軍用地で布令20号に基づき私権回復の請求がなされたもの	復帰後、施設区域として再提供された軍用地						
評価	B	A	M	外務省処理方針案(45.9.7)の通り	M	C	S	C(B)	M	S
件数ないし面積	317件	約1,390,000坪	未定	未定	16件 ^(17件)	不明	9,616件	不明	11件 ^(琉球組合)	1539エーカー
請求額	573,954.18円 ^{FL}	約430万ドル	未定	未定	19,659,823.45円 ^{FL}	不明	2,020,000円 ^{FL} ^(年間)	不明	17,971.41円 ^{FL} ^(同上)	9,000,000円 ^{FL} ^(累積)
現地法令上の根拠	なし	なし	布令20号	なし 布令20号	なし 琉球漁業法	なし	土地借賃安定法(消極的)	なし	外賠法	布告7号(消極的)
請求者の主張	講和前の人身損害については布令60号に基づき見舞金支払が行われたところ、請求締切りに同命令をなかつた者は未補償のまま放置され、公平に欠くものがある。 ^(琉球)	同様に50.6.30.以前に形質変更を受けた軍用地でも、61.6.30.以前に解放されたものについては布令60号に基づき見舞金支払が行われており、公平に欠くものがある。 ^(琉球)	当然のことであり、改めて請求は行われていない	施設区域としての再提供に応じ地主が復帰前の形質変更に関する復元補償の確約を要求することは当然予想される。	米軍の演習等による漁民の操業利益の損失補償を行わなければならない。 ^(琉球)	軍用地の稼収に伴って生ずる通常損害に対する補償が行われていないこと、この種の損害に対する補償責任の所在を明らかにすること、必要措置を講じなければならない。 ^(地主連合会)	現行の軍用地賃借料体系は、市街地化に即応し得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行わなければならない。 ^(地主連合会)	軍用地内の立入り、制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われたので、補償すべきである。 ^(地連)	現行の手續による解決に至らぬまま復帰と並行しての補償責任の所在を明らかにすべきである。 ^(琉球)	米民政府による国県有の民間企業等への貸付は、陸戦法規に違反し、越権行為であり、復帰後の収入を償還すべきである。 ^(大蔵)
備考	種々事情はあつたにせよ、所定の期限内に補償請求を行わなかったことは事実であり、本件提起の際の対米説明は困難と思われ。	同時期における同種の損害に対しては同様の補償が行われて然るべきであり、本件を米側に提起する理由は十分あると思われ。	特に問題ないと思われ。	この種の復元補償義務については、米側にこれを負担せしめるとの考え方もあるが、現有軍用施設が最終的には日本側に無償譲渡されること及び50.6.30以前の形質変更に関する復元補償問題が解決されないこと、全盤考慮を要すると思われ。	米側は土地裁判所に係属中の訴願については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねられようと思われが、訴願の仕方等については対策を指導することも検討すべきである。	布令20号に基づく軍用地制度及び現行借賃体系そのものにつき疑義を呈するもの限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお、講和前後の補償とのバランスについては説明振りを研究する必要がある。	漁業補償と同様、復帰後に米側が然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねられようと思われが、現行の借賃改定方式及び土地裁判所における訴願処理の実態と研究する必要がある。	米軍の沖縄占領以前に入会権を行使し入会権行使が実際にあったかの調査が必要がある。また、本土のバランスについても検討を要する。	米側が復帰後にこの種の請求を処理するに必要メカニズムを考慮すれば、足りると思われ。	従来の米側の説明から判断する限り、米側の県有地管理と収益の点については、特に問題ないと思われが、米側より詳細資料入手の上、最終的結論を出すことが必要である。

処理方針(案)

20 110F7 平(分)

A: 対米交渉において優先するもの。
 B: 対米交渉において一応取り上げるもの。
 C: 対米交渉において取り上げないもの。
 M: 復帰後の米側による処理に任せ、メカニズムのみを決定しておくもの。
 S: 米側が方針で更に検討が必要なもの。

或して地	漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国県有地貸付収入の償還請求	潰れ地に関する補償	海没地に関する補償		基地公害
								那覇軍港	浸蝕地	
方針案	M	C	S	C(B)	M	S	C	S	C	M
	16件 ^(17件)	不明	9,616件	不明	11件 ^(琉球総合)	1539エ-カ-	不明	約1万坪	不明	不明
	19,659,823.45円 ^(16件分)	不明	2,020,000円 ^(年間)	不明	17,971.41円 ^(同上)	9,000,000円 ^(累積)	不明	不明	不明	不明
20号	なし 琉球漁業法	なし	土地借賃安定法 ^(消極的)	なし	外賠法	布告7号 ^(消極的)	政府賠償法	なし 布令20号	なし 布令20号	外賠法
再提供 復帰前の 復元補償 すること は	米軍の演習等による漁民の操業利益の損失補償を行なうべきである。(琉政)	軍用地の復元に伴って生ずる通損補償に対する補償が行われないことによる補償の所在を明らかにし、必要措置を講ずるべきである。(地連連合会)	現行の軍用地賃借料体系は、市街地化に即応し得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行なうべきである。(地主連合会)	軍用地内の立入り制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われ、補償すべきである。(地連)	現行の手続による解決に至らぬまま復帰を迎えることについては、補償責任の所在を明らかにすべきである。(琉政案)	米民政府による国県有地の民間企業等への貸付は、陸戦法規に違反した越権行為であり(復帰協)その収入を償還すべきである(大蔵)。	終戦前後に日軍及び米軍により道路や溝にさし、その封現在まで何の補償もなされず現存固定した土地については、終戦処理の不備として国費で処理すべきである。(琉政)	軍用地として米側に接收され、那覇軍港拡張のため削り取られ消滅した民有地については、復帰後買上げ補償が行われべきであり、その収入は復元補償に充てられるべきである。(地連連合会)	本件は海岸沿いの軍用地の自然の浸蝕による土地の滅失を問題としたものである。請求の趣旨は那覇軍港の海没地と同じである。(地連連合会)	米軍基地からの廃油流出、騒音、放射能汚染等による損害については、日米間で協議の上、適切な処理を行なうべきである。(琉政)
償義務 にこれ 考を 施設 側は無償 及び50.630 円を復元 済められ ると思わ	米側は土地裁判所に係属中の訴願については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねればよいと思われるが、訴願の仕方等については対策に指導されることも検討すべきである。	布令20号に基づく軍用地制度及び借賃体系そのものに疑義を呈するものがない限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお講和前後補償とのバランスについては説明振りを研究する必要がある。	漁業補償と同様、復帰後に米側から然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねればよいと思われるが、現行の借賃改定方式及び土地裁判所に係る訴願処理の実態を研究する必要がある。	米軍の沖縄占領以前に入会権なく入会権行使が実際にあったかの実を調査する必要がある。また本土とのバランスについても検討を要する。	米側が復帰後にこの種の請求を処理する必要があるメカニズムを考慮すれば、足りると思われる。	従来の米側の説明から判断する限り、米側の国県有地管理と収益の支分については、特に問題なく、対米請求とはなり得ないと思われるが、米側より詳細資料入手の上、最終的結論を出すことが妥当と思われる。	この種の請求は、それに対する米請求となり得ず、解決を要するとしても、政府賠償法(政府賠償法)の問題である。	本件は、民事法に於ける契約違反に基づく損害賠償として把握すべきであり、米軍と相手との請求は民法の適用はなされるべき復元補償の問題として、処理すべきである。	米側の管理義務違反を立証することは極めて困難と思われる。	基本的に外賠法の問題であり、その処理が復帰後に持ち越されるものについては、米側に然るべきメカニズムを用意させ、米側の処理に委ねれば足りると思われる。

別添
3

○
○
○
○

〇〇〇〇 〇〇〇〇



対米請求事項その他の問題に關する外務省の打合せ

1. 日時等

日時 45年11月20日 昼會のち、1時40分から3時50分まで

場所 赤坂プリンスホテル

出席者 外務省側

中島 泰約課長

千葉 北米一課長

尾川 安保課長

栗山 法規課長

大蔵省側

前田 春誠官

戸塚 法規課長

岡島 参事官

森田 法規課長補佐

2. 想定問答の要旨

(1) 対米請求権として付どのうなるものがあるか”の答中 “責任官庁である外務省の判断により”以下を次のように改めた。

“その他の問題については、公正かつ妥善な処理が行われることを期待しており、そのために日米間においていかなる話し合いを行おうべきかについては、目下政府部内で“外務省が中心とする関係各局と充分協議し、かつ慎重に検討中である”と承知している。”

(2) “対米交渉で米側より補償を支払うべきとした、請求権放棄を行つたものについては、日本政府が責任を負うべきと考えが如何。”の答中 “責任官庁である外務省が”を“外務省が中心として”に改め、“この交渉において補償を受けべき性質のものについては、遺漏なきを期し”を削る。

(2) 結局当方の態度を一口で言えば、施設庁が村挙府と何かの形で中継事務所は付置させるかを先合話の合のべきであるという点である。

この点については、

これに対して、戸塚課長(村) 中継事務所は、本来事務所であり、施設事務所は事業費を扱うという性質が違ふという問題がある。別々には、村費の査定一つをどうも事務所は付置するよりか、どうか疑問であるとの指摘があった。

3. 基地返還問題

標記の件について、戸塚課長から次のように説明があった。

先般、サハ一合設でも、玉置島である那覇空港、那覇軍港、カギリ・タンク、住居地区の返還を托しており、今回は、合同委員会の手続を完了しているのは、全て提屋経産と何の同時、ラック交換公文方式ではない、この点を力説している。

これに対し、米側は、全部引き継ぎを考慮しており、返還時果ては、合同委員会の手続を完了するのは、事務的に困難であるのみならず、緊急の場合に困難な問題が主であると主張している。また、日本側の主張は、二例での経緯からみて、違約のきらいがあるとも指摘している。

それに対し、4つの施設の本側の態度については、次の通り。

那覇空港 …… 米側は返還するとは認められ、自行隊管理にしたいが、この点について、外務省としては、運輸省管理が適当と考えている。

があるのではないか」と指摘し、千葉課長は、統合は「は、その筋目別であるが伊豆島は、米側が残すとき、という旨答えた。

4. 対米請求事項

外務省より、対米交渉においてフランスからの、取り上げはいいものではないとの案が示され、これを中心に議論したが、半分の時間のみとされた。

(1) 復元補償 千葉課長より、復讐後施設区域として提供された土地が問題であり、外務省処理方針(難題)とす。対米請求をい

はいいの意味であるかと復元区に対して、外務省側は復元補償という案計をいとの通りであるが、世に徹底は、米側が費用を担う。請求権を行使する権利を適用し、返還後自治体等が費用するときは

という implication を含むものであると答えた。更に千葉課長より、法的観点から、潜在的な賠償を含むものを入居者の場合、にのみを

引き受けるというものは、法的には、対米請求はできないものだと大竹省長より、日本側が引き受けるものであるかと復元区に対して、外務省側

は特に反論はしなかった。千葉課長より、ローションにより復讐後にも、よく復元区に付するものや復讐前に返還されたものから、復讐後に

のばき区に付して日本政府の負担に付するのは不合理である旨主張し、これに対し、千葉課長は、考え方として、復讐後には必要ではないものを

キヤリーオーバーして復讐後に充てず、おかしきものも、含め、困惑であるが、どうやって干渉するかに困難は、あると指摘した。

更に千葉課長は、基地の縮小が、ばき区の手戻のあること、Aは、いし、Bは、企業すべきであり、全部米側が撤退して、これも自衛隊が使用される

権限行使を認めろのは、別の西ドイツ軍があるが、これは未測と後
降級の処理につき話しをつけるのがよいと思つて述べた。

(3) 通商補償

戸塚課長は、八月の協定法令がよいが、同じく協定法令が早くても人員被
害等は対米請求しているのは、フランスでなければならぬと述べた。栗山課
長は、ソラウニヒで付いた通商補償は、復料の中に入るものと解釈できると答
へた。更に戸塚課長は、補償は一部入っているが、その解釈はおかし
と指摘した。更に栗山課長は、本エにおいて、取用の場合でなければ、通商
補償がなされるという点と誤解しているが、可成りおかしと述べた。

(4) 軍用賠償協定

当方は、現在わかっている内容と仮定したが、内容に詳しくは、八月の
とその他の協定の主張を特に否定しなかった。

中島課長は

「おもしろいところの途中において、米國が返還協定を上院にかける意向で
あると述べ、八月に於いて、米國の議会審議の進程が、わが國の国会
審議に悪影響を興えろのを避けるために、通知、山中大臣と
早期審議を望んでいるようであると述べた。